

南鹿児島さくら病院（介護予防）訪問リハビリテーション 運営規定

（事業の目的）

医療法人日章会が開設する南鹿児島さくら病院（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問リハビリテーション従事者が、要介護者等に対し、適正な訪問リハビリテーション事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う

（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 南鹿児島さくら病院訪問リハビリテーション
2. 所在地 鹿児島市南郡元町 24-15

（職員の職種、員数及び職務内容）

（1）管理者 医師 1名

管理者は、事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、医師として、利用者の訪問リハビリテーション計画の作成等を行う。

（2）訪問リハビリテーション従事者

医師 1～3名

理学療法士等 1～3名（常勤）

医師及び理学療法士等は、共同して利用者に応じた具体的な訪問通所リハビリテーション計画の作成を行う。

理学療法士等は指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。

（1）事務職員 若干名

事業所の経理の事務等を行う。

(営業日及び営業時間)

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及びお盆 8 月 14 日、15 日
年末年始 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
2. サービス提供時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。
3. 営業時間 午後 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(訪問リハビリテーションの内容及び利用料)

訪問通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その 1 割又は 2 割又は 3 割 (所得に応じて) の額とする。

- (1) 指定訪問リハビリテーション

(その他の費用)

1. 交通費 実施地域以外は実費とする。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は鹿児島市内 (当院半径 5Km 周囲内) とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

1. サービスの提供を受けようとする利用者は、体調の異常や異変があればその旨申し出てください。主治医と連絡をとり必要な場合、応急処置をとります。
2. サービスの提供を受けようとする利用者は、リハビリテーションの器具等を取り扱う際は、従事者の指示に従い、清潔保持にご協力ください。

(非常災害対策)

非常災害に関しては、南鹿児島さくら病院で定めてある消防計画によるものとし、毎年 2 回避難訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 1、訪問リハビリテーション従業者の研修

理学療法士等の従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、そのための業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2、秘密保持

医師その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3、苦情処理

事業者は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応する。

4、事故発生時の対応

サービス提供中、事故が発生した場合は、鹿児島市役所、利用者の家族及び居宅支援事業所に連絡を行うとともに、南鹿児島さくら病院の医師、看護師等スタッフにより迅速に対応する。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

5、個人情報の保持

事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には漏らさない。前項の規定にかかわらず目的外の利用をしないことを条件に、利用者及び家族の個人情報についてサービス担当者会議等において居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設等に対し、情報提供できるものとする。

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

6、記録の整備

事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも2年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付する。

事業者は、第6条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービス提供の記録などの写しを交付する。

7、虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

事業所は市町村又は国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

8、感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施（年2回以上）

(2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置

事業所は南鹿児島さくら病院の感染対策指針に準ずる。

9、ハラスメント対策

ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発

(2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

(3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

附則

この規定は、平成24年6月1日から施行する。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。（リハビリテーション従事者の変更）

この規則は、令和2年3月19日追加 5、個人情報の保持

この規則は、令和3年4月1日追加 7、虐待の防止のための措置8、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、9、ハラスメント対策について